

## 〔 地方公営企業会計基準の見直し(新会計制度) 〕

地方公営企業会計基準の見直しのため、平成 23 年度に地方公営企業法施行令等を改正し、その改正内容が平成 26 年度予算・決算から適用となった。

### 1 見直しの趣旨

昭和 41 年以来大きな改正がなされていない地方公営企業会計制度と、国際基準を踏まえて見直されている民間の企業会計基準制度との間に生じた違いの整合性を図り、相互の比較分析を容易にするため見直された。

### 2 見直しの内容

- 《概要》○従来は「資本」に計上されていた企業債等を「負債」に計上する。…下記(1)  
 ○従来は減価償却を行わないことができた補助金等を充当した部分の固定資産について、全て減価償却の対象とし、補助金等は「負債」に計上する。…下記(2)  
 ○従来は任意であった引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務付ける。…下記(3)  
 ○時価が帳簿価額より下落しているたな卸資産に時価評価を義務付ける。…下記(5)  
 ○帳簿価額が収益性に比べて過大になっている固定資産を減額する仕組み（減損会計）を導入する。…下記(6)

#### (1) 借入資本金

… 従前の借入資本金を負債に計上し、1年以内に返済期限の到来する債務は流動負債に、1年を超えて返済期限の到来する債務は固定負債に分類。負債のうち、後年度一般会計負担分についてはその旨を決算書に注記する。

#### (2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

… 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止とし、補助金等を充当した部分も含めて償却していく「フル償却制度」になる。

償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化していく。

#### (3) 引当金

… 退職給付引当金について、計上を義務化する。一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。退職給付引当金以外の引当金についても引当金の要件を踏まえ、計上するものとする。（例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金）

#### (4) 繰延資産

… 原則として、新たな繰延勘定への計上を認めない。  
 現状では、水道会計・工水会計ともに計上していない。

#### (5) たな卸資産の価額

… たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には、当該価額とする、いわゆる低価法を義務付ける。現状、水道会計・工水会計のたな卸資産は重要性に乏しいため、対象としていない。

#### (6) 減損会計

… 固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、その差額を減損損失として処理することとする。

（次ページに続く）

## 〔地方公営企業会計基準の見直し(新会計制度)〕つづき

### (7) リース取引に係る会計基準

… 地方公営企業会計にリース会計を導入し、貸借対照表にリース資産、リース債務を計上する。

### (8) セグメント情報の開示

… 地方公営企業会計にセグメント情報の開示を導入し、業務内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示する。  
現状、水道会計・工水会計ともに単一の事業を運営しているため、セグメント区分はない。

### (9) キャッシュ・フロー計算書

… キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け、現金の収入・支出（資金の変動）に関する情報を明らかにする。

### (10) 勘定科目等の見直し

… 会計基準の改正を踏まえ、地方公営企業の経営状況が可能な限り明らかにされるよう勘定科目を見直す。

(例) 貸借対照表…借入資本金の廃止、繰延収益（長期前受金）の計上 など  
損益計算書…長期前受金戻入の計上、固定資産の減損を行った場合に減損損失（特別損失）を計上 など

### (11) 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

… 従前、減債積立金を使用して企業債を償還した場合、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度（組入資本金制度）であったが、これを廃止し、その相当額は未処分利益剰余金となる。

## 3 見直しの効果

会計基準の見直しにより、資産状況や損益構造が明らかになる。  
償却資産はすべて毎年度減価償却するなど、現在の資産価値を適切に表示されることとなる。  
本来認識することが適当な収益・費用を発生時点で全て計上することとなる。

## 〔用語解説〕

**みなし償却**・・・補助金等をもって取得した公営企業の固定資産について、補助金等を控除した金額を帳簿原価とみなして各事業年度の減価償却額を計算し、償却対象累計額とすることができる減価償却額の算出方法。  
これまで地方公営企業において任意適用させることができた「みなし償却」制度が、会計基準の見直しに伴い平成 26 年度予算及び決算から廃止され、「フル償却制度」となった。

**フル償却**・・・企業会計制度で採用されている通常の減価償却制度であり、取得した固定資産の金額をそのまま帳簿原価とし、減価償却額を算出する方法。

**長期前受金戻入**・・・償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等について、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、資産の減価償却に対応する額を損益計算書（営業外収益）の「長期前受金戻入」として順次収益化するもの。また、資産を除却した場合、長期前受金の残額を長期前受金戻入として収益化する。